船橋市災害時被災者宿泊支援事業実施要領

（目的）

第１条　この要領は、災害により自ら居住する住家に被害を受けた者のうち、他に宿泊する場所を確保することができないものに対し、本市が宿泊のための施設を提供し、被災者の生活を支援することを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において用いる用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

（１）災害―火災及び爆発等による災害のうち本市が災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受けないものをいう。

（２）施設―災害時における宿泊施設として指定された「老人憩の家」をいう。

（３）被災者―災害の発生当時、市内に現に居住し、災害により自己の居住の供している住家に居住することが困難となったものをいう。

（適用除外）

第３条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要領を適用しない。

（１）学校施設等の公共施設が災害時における避難場所として、開設されたとき。

（２）災害の発生について被災者に故意又は重大な過失があったとき。

（利用申請）

第４条　施設を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市災害時施設利用申請書及び誓約書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定）

第５条　市長は、前条の規定により申請があったときは、関係機関と緊密な連絡をとり、迅速かつ正確に災害の実態を調査の上、被災状況調査票（第２号様式）を作成するものとする。

２　市長は、前項の調査の後、被災者から事情聴取の上、申請者の施設の利用の可否を決定しなければならない。

３　利用できる期間は３日を限度とする。（但し、（土）（日）を含む場合に限る）

４　申請者の施設利用を認める決定をしたときは、申請者に対し船橋市災害時施設利用許可書（第３号様式）を交付するものとする。

（利用者負担額）

第６条　前条の規定により施設の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、施設を利用しようとするときは、利用料は無料とする。

２　施設における飲食料金は、利用者の負担とする。

（利用者の義務）

第７条　利用者は、虚偽の理由等により施設をその目的以外に利用してはならない。

２　利用者は、施設の管理規定を遵守すること。

３　市長は、利用者が前２項の規定に違反したときは、施設からの退去を求めることができる。

（補則）

第８条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

第１号様式

船橋市災害時施設利用申請書及び誓約書

船橋市長　あて

申請者
住　所　船橋市
氏　名　　㊞
連絡先

船橋市災害時被災者宿泊支援事業実施要領による施設の利用を申請します。

なお、施設利用にあたっては、施設管理規定及び管理人の指示に従うことを誓約します。

１．被災年月日　　年　　月　　日（　　）　　時　　分頃

２．災害の種類　　火災　・　爆発　・　水損他（　　）

３．利用期間　　年　　月　　日（　　）から　　泊

４．利用施設名

①　海神第二保育園隣（老人憩の家）　本町１－２３－７

②　高根台保育園隣　（老人憩の家）　高根台２－２－２

③　市立特養朋松苑内（老人憩の家）　西船２－２１－１２

５．利用者氏名　　世帯主①＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

④＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑤＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２号様式

調査日	年　　月　　日　　時　　分
担当者意見 避難先	
所轄の消防署	□　中央消防署　消防係　　発　４３５－８６６４ □　東消防署　　消防係　　発　４６４－１５１５ □　北消防署　　消防係　　発　４３８－２２３８
発生日時	年　月　日　時　分発生
発生場所	船橋市
被害程度	１戸建て　　□ 全焼　　□ 半焼 共同住宅　　□ 全焼　　□ 半焼　（占用部分の程度）
出火原因	□調査中　□不明
被災世帯 の状況	世帯主の氏名 家　族　数　　名 （うち小学生　名・中学生　名・高校生　名） 重症・死亡の有無　□ 重症　□ 死亡・氏名 避難・連絡先　氏名　　様宅　℡ 被災世帯主との関係（　　）
親族等 の状況	

第３号様式

船橋市災害時施設利用許可書

様

船橋市長　松　戸　　徹

下記のとおり施設の利用を許可します。

記

利 用 目 的	災害時一時避難
利 用 施 設	① 海神第二保育園隣（老人憩の家） ② 高根台保育園隣（老人憩の家） ③ 市立特養朋松苑内（老人憩の家）
許 可 期 間	年　　月　　日（　　）から 年　　月　　日（　　）まで
許 可 人 数	人

使用上の注意

１）　施設使用中は常に整理整頓を心がけること。
２）　許可期間は、厳守して下さい。
３）　利用者は、施設の管理規定を遵守すること。

「老人憩いの家」の利用者の皆様に

現在、この施設は災害により被害を受けた方の避難場所として活用しております。ご利用者の方にはご迷惑をおかけしておりますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

高齢者福祉課長・地域福祉課長

電話　〇四七―四三六―二三二二

「老人憩いの家」の利用者の皆様に

この施設は、建物火災等で罹災した被災者の一時避難場所として利用することとなりましたのでお知らせいたします。

年　月　日

高齢者福祉課長・地域福祉課長

電話　〇四七―四三六―一三一二